

特定労務管理対象機関の指定（更新）申請手続き等について

三重県医療保健部医療人材課

1 特例水準

令和6年度から、勤務する医師の時間外労働時間の上限規制が開始されました。

地域の医療提供体制の確保等のために、年間の時間外労働時間が上限規制960時間を超える必要があると認められる業務がある医療機関は、都道府県知事から特定労務管理対象機関（特例水準）の指定を受ける必要があります。

特例水準	対象となる医療機関
B	<u>地域の医療提供体制の確保のために医師に長時間労働をさせざるを得ない医療機関</u>
連携B	<u>他の医療機関へ医師を派遣し、地域の医療提供体制を支える医療機関</u>
C-1	一定の期間集中的に長時間労働し技能向上を図る <u>研修医・専攻医のいる医療機関</u>
C-2	一定の期間集中的に長時間労働し <u>特定の高度技能の修得を図る医師のいる医療機関</u>

2 指定更新

令和6年4月1日から指定を受けている医療機関は、令和9年3月31日をもって有効期限を迎えるため、引き続き特定労務管理対象機関の指定を受けようとする場合は、以下の3および4に従って、更新申請が必要です。

3 指定要件

[別添1](#)をご覧ください。

4 申請方法

(1) 申請書類

別添2をご覧ください。

(2) 申請受付期間

令和8年9月1日（火）から令和8年10月30日（金）まで

(3) 申請方法

以下のいずれかにより申請をお願いします。

①G-MIS

URL <https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login>

※各医療機関のアカウント及びパスワードは、既に医療機関が使用しているものをご利用ください。

②メール

送付先：iryokai@pref.mie.lg.jp

③郵 送

送付先：〒514-8570 三重県津市広明町13
三重県 医療保健部 医療人材課 医師確保班

5 指定結果の通知

特定労務管理対象機関に指定したときは、県から申請者あて通知します。
また、三重県庁のホームページでも公表します。